

平成 23 年 2 月 9 日

各 位

会 社 名 エン・ジャパン株式会社
(コード番号 4849)
代 表 者 名 代表取締役社長 鈴木 孝二
問 合 せ 先 管 理 本 部 長 太田 満広
(TEL. 03-3342-4506)

決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年2月9日開催の取締役会において、平成23年3月30日開催予定の第11回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり決算期を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決算期変更の内容

現 在：毎年 12 月 31 日

変更案：毎年 3 月 31 日

同決算期変更に伴い第 12 期は、平成 23 年 1 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 15 ヶ月の
変則決算となる予定です。

2. 変更の理由

主要取引先の決算期や国の会計年度と合わせて 3 月 31 日とすることにより、経営計画の策定・推進など一層の効率化を図るとともに、会計基準や税制等の改正に速やかに対応するためであります。

3. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

4. 日 程

定款変更のための株主総会開催日：平成 23 年 3 月 30 日

定款変更の効力発生日：平成 23 年 3 月 30 日

以上

変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>(中間配当の基準日)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</p>	<p>(招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から<u>翌年3</u>月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。</p> <p>(中間配当の基準日)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9</u>月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>附 則</u></p> <p>第1条 <u>第10条(招集)の規定の変更は、平成23年7月1日からその効力を生じる。</u> <u>なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</u></p> <p>第2条 <u>第11条(定時株主総会の基準日)及び第35条(剰余金の配当の基準日)の規定の変</u></p>

更は、平成23年4月1日からその効力を生じる。

なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。

第3条 第34条（事業年度）の規定にかかわらず、第12期事業年度は、平成23年1月1日から平成24年3月31日までの15ヶ月とする。

なお、本附則は、第12期事業年度終了後にこれを削除する。